



国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について

公的年金を受給している次の要件すべてに該当する方は、世帯主の年金から国民健康保険税が天引きされます。

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること。
- ② 世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること。
- ③ 介護保険料が年金天引きの対象となっていること。
- ④ 年金天引きの対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えないこと。

上記に該当し、初めて年金天引きが始まるのは、毎年10月からとなります。

このため、令和6年度の国民健康保険税は、確定した年税額からその2分の1に相当する額を9月までの納期に分けて従来どおり普通徴収で納付していただき、残り2分の1に相当する額を3回(10月・12月・翌年2月)に分けて特別徴収します。

なお、上記①から④までのいずれかに該当しなくなった場合や、特別な事情により年金天引きすることができなくなった場合は、普通徴収(納付書や口座振替)となります。

[参考]

対象区分	対象となる世帯	年金天引きの切り替わる時期
令和6年度から、初めて年金天引きになる場合	・世帯内の国民健康保険加入者全員が、満65歳以上である世帯 ・世帯主が令和6年4月2日から令和7年4月1日までの間に75歳とならない世帯	令和6年10月から年金天引きが開始されます。
令和6年度から、年金天引きでなくなる場合	○世帯主が、令和6年4月2日から令和7年4月1日までの間に75歳となる世帯	令和6年4月から年金天引きされません。

【問】税務課 ☎(087)894-1118

さぬき市道路草刈活動団体募集

市が管理する道路の草刈活動を実施していただける団体を募集しています。

対象道路 市道および林道(市道に準ずる生活道路)

活動内容 道路の路肩概ね1m以上の範囲の除草

対象団体 自治会、水利組合および企業などの団体で継続的に活動できる団体

- 市からの支援**
- ・作業した道路の路肩延長1mにつき回数にかかわらず30円の報奨金
 - ・傷害保険への加入および公共系可燃ごみ袋支給等

届出締め切り 5月末日



【問】(市道について)都市整備課 ☎(087)894-1117
(林道について)農林水産課 ☎(087)894-1116

香川さわやかロード団体の募集について

ボランティアによる道路の清掃、除草、草刈や緑化活動に対して、清掃用具や花の種等の支給を行う「香川さわやかロード」事業を実施しています。

現在、市内では多種多様な9団体が活動して、県の道路美化にご協力を頂いています。

団体名	活動場所	活動内容
前山をよくする会	前山	清掃
西町東環境美化推進委員会「ひまわり」	鶴羽	清掃・緑化
さわやかロードを考える十日会	鴨庄	清掃・緑化
碎石をきれいにする会	大川町田面	清掃・除草・草刈
さざんか荘	大川町田面	清掃・除草・草刈
香川県立志度高等学校	志度	清掃・草刈
男子山やまロードの会	昭和、造田宮西	清掃・除草・草刈
通学路除草チーム	鴨庄	清掃・除草・草刈
四国電線株式会社	寒川町石田西・長尾東	清掃

ご協力頂ける団体は随時募集しております。詳しくは下記までお問い合わせください。

【問】長尾土木事務所総務課 ☎(0879)52-2585

さぬき市高齢者運転免許証自主返納等支援事業のご案内

運転免許証の自主返納を促進するため、支援事業を実施しています。

- 【支援内容】 ・さぬき市共通商品券 ・さぬき市コミュニティバス回数乗車券
※対象者の申請区分に応じて6,000円または10,000円分
詳しくは、市ホームページまたは下記までお問い合わせください。

【問】危機管理課 ☎(087)894-1115



↑詳しくはこちら

